

日頃からの備え

- 土砂災害警戒区域等が、自宅や勤め先、よく利用する場所の近くにあるかを確認しておきましょう
- 避難先までの安全な避難経路を複数確認しておきましょう
- 家族が離ればなれになっているときの集合場所や、連絡方法を決めておきましょう
- 避難時の持ち出し品を準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう
- 防災訓練や避難訓練に参加しましょう



わが家の防災メモ

避難先候補 1

避難先候補 2

家族の集合場所

災害時の連絡先

その他の連絡先

家族・親戚の連絡先

名前	血液型	電話番号	会社名・学校名	会社・学校の連絡先
	型			
	型			
	型			
	型			
	型			

令和8年(2026年)7月発行
世田谷区危機管理部災害対策課
TEL : 03-5432-2262
FAX : 03-5432-3014

世田谷区

土砂災害 ハザードマップ

土砂災害ハザードマップについて

土砂災害防止法に基づき、東京都により世田谷区内の一部地域が土砂災害のおそれがある箇所として土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されています。土砂災害ハザードマップは、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域と避難所を地図上に示したものです。また、区域の概要や関連情報の

入手方法なども掲載しています。

土砂災害などの自然災害に対しては、日頃からの備えがとても重要です。土砂災害ハザードマップをご活用いただき、自宅周辺の地理や避難所の位置を確認し、家族で話し合っておくなど、日頃からの備えをお願いいたします。

指定区域のより詳細な図は以下の方法で閲覧できます。

●東京都土砂災害警戒区域等マップ

(<https://www2.sabomap.jp/tokyo/>)



●詳細図が閲覧できる場所

- ・東京都建設局河川部計画課（都庁第二本庁舎6階）
- ・世田谷区危機管理部災害対策課（世田谷区役所東棟3階）
- ・世田谷区防災街づくり担当部市街地整備課（世田谷区役所二子玉川分庁舎2階）

※令和8年12月（予定）世田谷区役所東棟4階に移転。

土砂災害について

土砂災害の種類

土砂災害の種類には、「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」「土石流」「地すべり」の三つの現象があります。これらが発生するおそれのある区域は、土砂災害防止法に基づき「土砂災害（特別）警戒区域」として東京都が指定しています。

なお、世田谷区の指定箇所は、全て「がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）」のおそれがある区域として指定されています。

がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)

急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。雨水が地面にしみ込んだことや地震の揺れによって起こることがあります。

一気に大量の土砂が崩れ落ちるため、前兆現象に注意し、がけ崩れが発生する前に避難するように心がけてください。

◆がけ崩れの前兆現象

- ・ がけから水が湧き出る
湧き水が濁る
- ・ がけにひび割れができる
- ・ 地鳴りがする
- ・ 小石がパラパラと落ちてくる



土砂災害（特別）警戒区域について

土砂災害警戒区域 (通称：イエローゾーン)

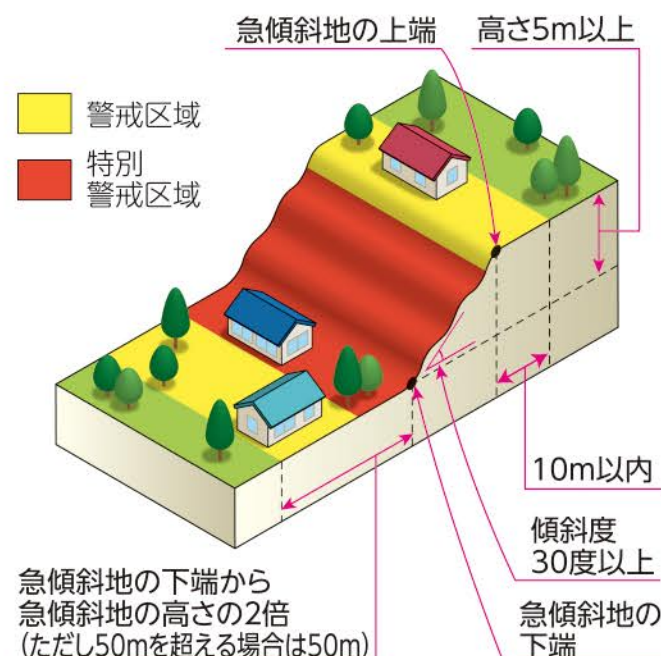
がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◆がけ崩れでの指定範囲

- ・ 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。



レッドゾーンは、高さ・斜度・土質等から計算で決定

避難情報等の入手

大雨により気象庁が土砂災害に関する防災気象情報を発表した場合など、土砂災害の危険が高まった場合に、区から土砂災害警戒区域等に避難情報を発令します。

避難に関する情報について

警戒レベル	とるべき行動	避難情報	気象庁が発表
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	レベル5 土砂災害特別警報 ※警戒レベル5相当
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	危険な場所から 全員避難	避難指示	レベル4 土砂災害危険警報 ※警戒レベル4相当
3	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	レベル3 土砂災害警報 ※警戒レベル3相当
2	自らの避難行動を確認	—	レベル2 土砂災害注意報 ※警戒レベル2
1	災害への心構えを高める	—	早期注意情報（警報級の可能性） ※警戒レベル1

土砂災害においては水平避難（立ち退き避難）が原則です！

ただし、浸水などで避難場所への移動が困難な時は、近くの頑丈な建物の2階以上や、家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に移動しましょう。

情報収集方法

土砂災害から身を守るためには、正確な情報収集が大切です。大雨や地震など、周囲の状況が普段と異なるときは、情報を確認しましょう。情報収集については、世田谷区のホームページ「災害時の情報収集方法（風水害編）」でも、ご案内しています。



土砂災害時における避難所について

本ハザードマップに記載の避難所は、土砂災害のおそれがある場合に限定して開設する避難所です。（一部の避難所は、多摩川洪水時の水害時避難所を兼ねています。）状況に応じて開設しますので、区からの避難情報などをご確認ください。

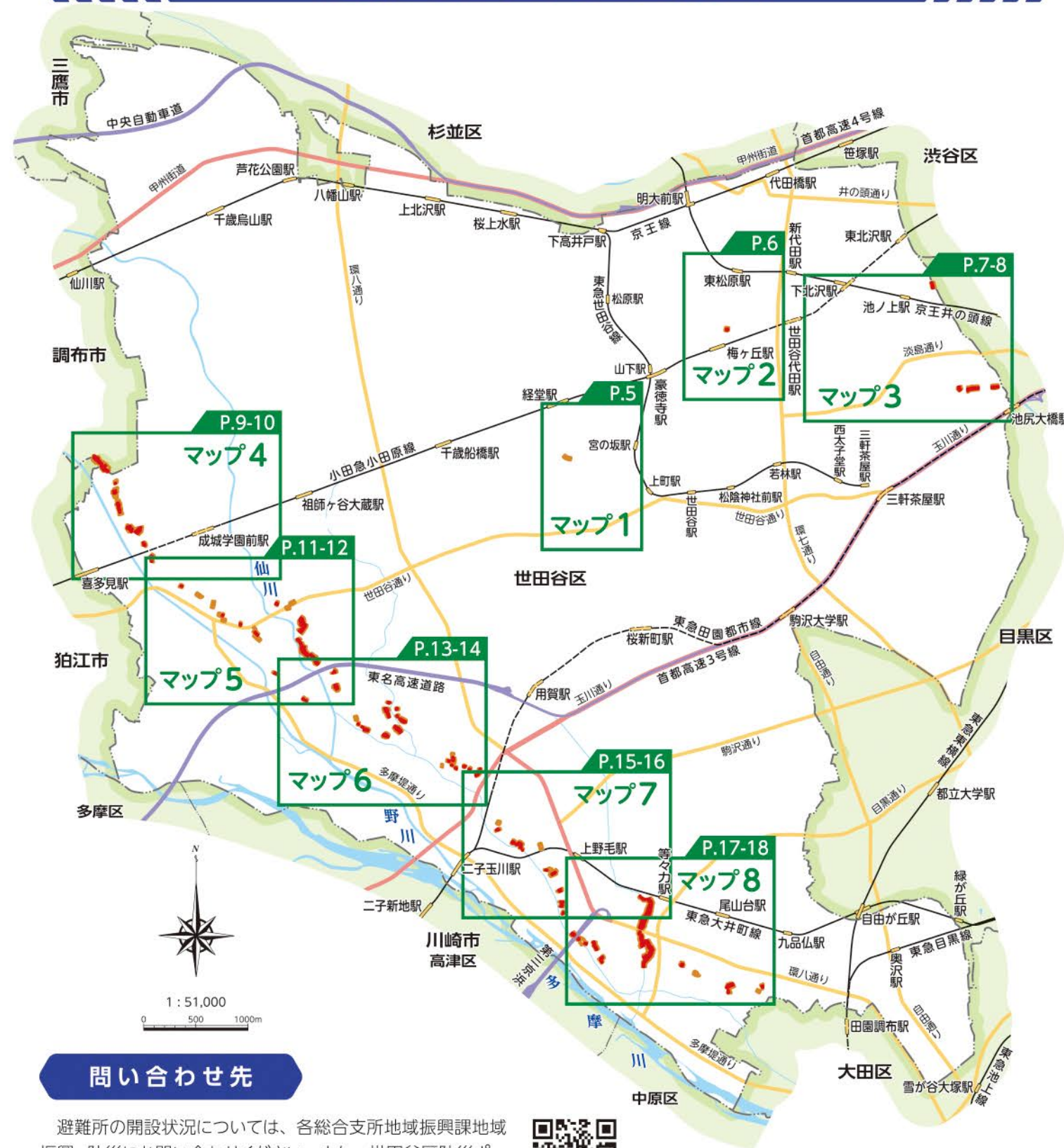
また、避難所を利用する以外にも、安全な地域にお住まいの親戚や友人の家、宿泊施設などに避難するのも避難方法の一つです。ご自身やご家族に合った避難の仕方や避難先を今一度考えてみましょう。

住所索引

この索引では、町丁目別に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の有無を確認できます。
○がついている地域では、指定があることを示しています。具体的な指定地域については、各詳細図をご参照ください。

町丁目名	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	マップ(詳細図)	区域番号(K■■■) ※表中の3ケタの数字が■■■に入ります
池尻四丁目	○	○	3	040、041、042、105
大蔵三丁目	○	○	5	014、015、016、054、055、056
大蔵四丁目	○	○	5、6	016、017、018、019、020
大蔵五丁目	○	○	5	013
大蔵六丁目	○	○	5、6	060、061
岡本一丁目	○	○	6	024、025、066、067、068、069
岡本二丁目	○	○	6	021、022、023、024、025、070
岡本三丁目	○	○	5、6	062、063、064、065
尾山台一丁目	○	○	8	098、099
尾山台二丁目	○	○	8	037、100、101
上野毛二丁目	○	○	7	086、087、088、089、090
上野毛三丁目	○	○	7	083、084、085、086、087
北沢一丁目	○	○	3	039
喜多見六丁目	○	○	5	057、058、059
桜一丁目	○	該当なし	1	043
成城一丁目	○	○	5	050、051、052、053
成城三丁目	○	○	4、5	045、046、047、048、049、050
成城四丁目	○	○	4	001、002、003、004、005、006、007、008、009、010、011、012、044、051(調布)、052(調布)
瀬田一丁目	○	○	7	078、079、080、081、082、104
瀬田四丁目	○	○	6	071、072、073、074、075、076、077、102、103
代田四丁目	○	○	2	038
玉川園調布一丁目	○	○	8	099
等々力一丁目	○	○	8	032、033、034、036、096、101
等々力二丁目	○	○	7、8	027、028、029、030
中町一丁目	○	○	7、8	026、027、028、029、030
野毛一丁目	○	○	8	032、033、034、035、036
野毛二丁目	○	○	8	031、092、093、094、095
野毛三丁目	○	○	7、8	090、091
宮坂一丁目	○	該当なし	1	043

索引図(世田谷区全体図)



問い合わせ先

避難所の開設状況については、各総合支所地域振興課地域振興・防災にお問い合わせください。また、世田谷区防災ポータルでも、避難所の開設状況や混雑情報(「空き」「混雑」「定員一杯」で表示)をお知らせしています。



- 危機管理部災害対策課
TEL: 03-5432-2262 FAX: 03-5432-3014
- 世田谷総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-5432-2831 FAX: 03-5432-3032
- 北沢総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-5478-8028 FAX: 03-5478-8004

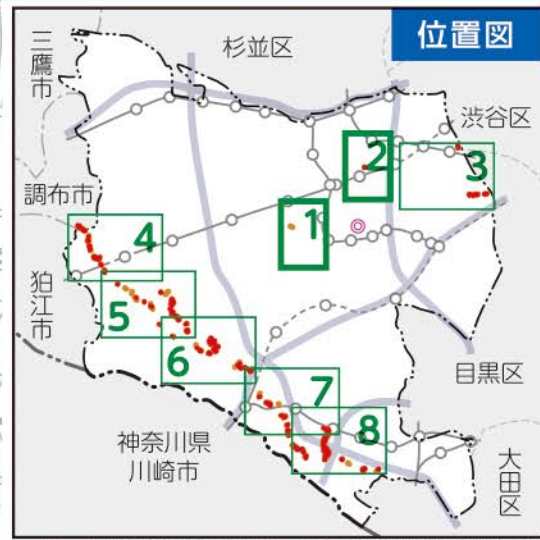
- 玉川総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-3702-1603 FAX: 03-3702-0942
- 砧総合支所地域振興課地域振興・防災
TEL: 03-3482-2169 FAX: 03-3482-1655

この地図の作成にあたっては、国際航業株式会社の承諾を得て、国際航業株式会社に著作権が帰属する白地図データベースを使用しました。

マップ1



マップ2



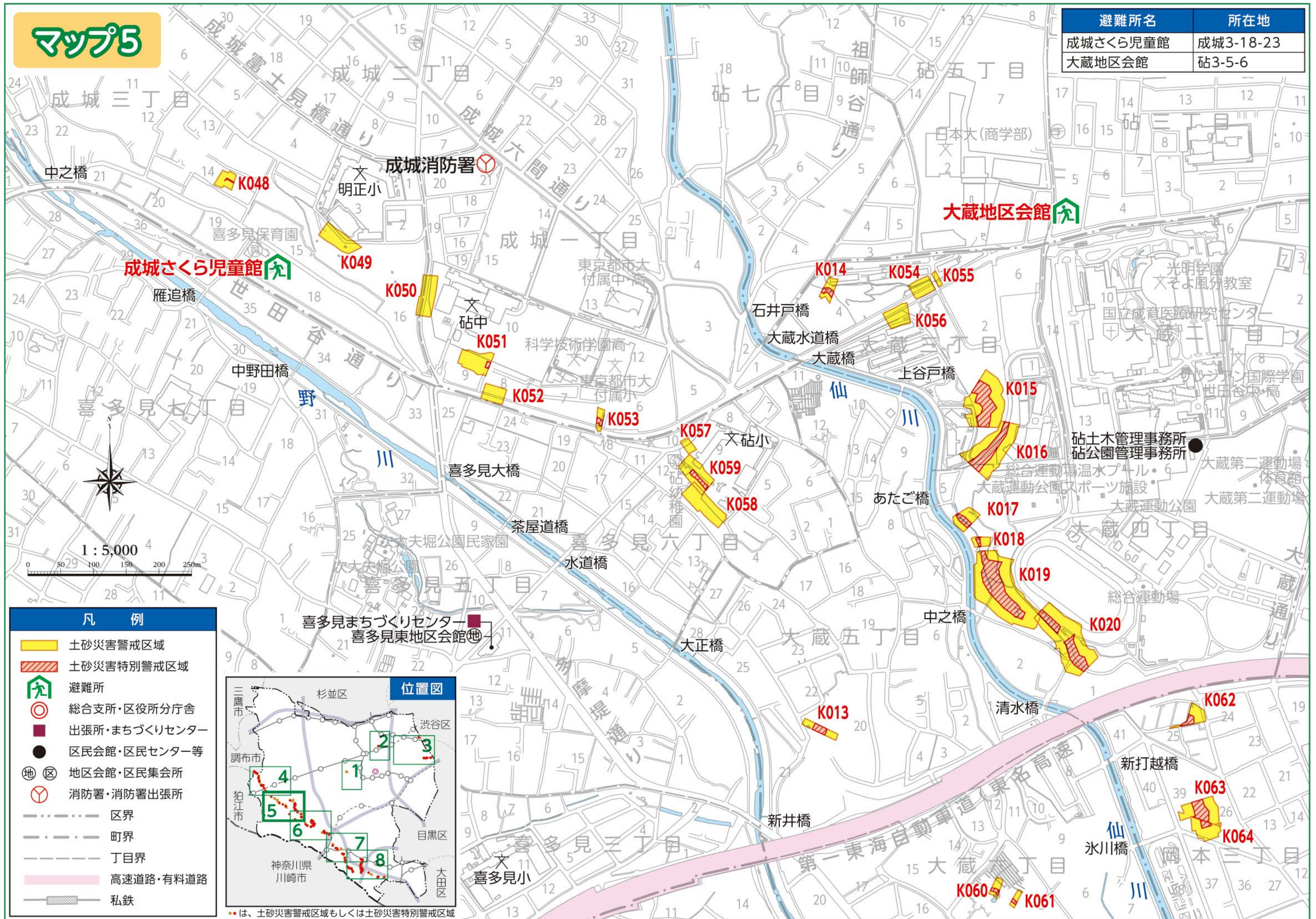
マップ3



9

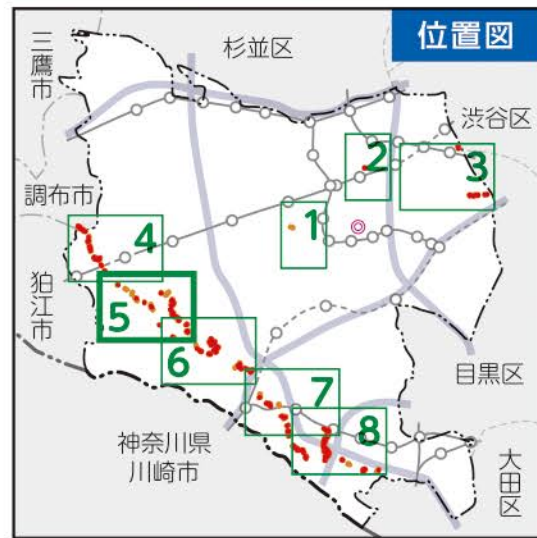


避難所名	所在地
成城さくら児童館	成城3-18-23
大蔵地区会館	砧3-5-6

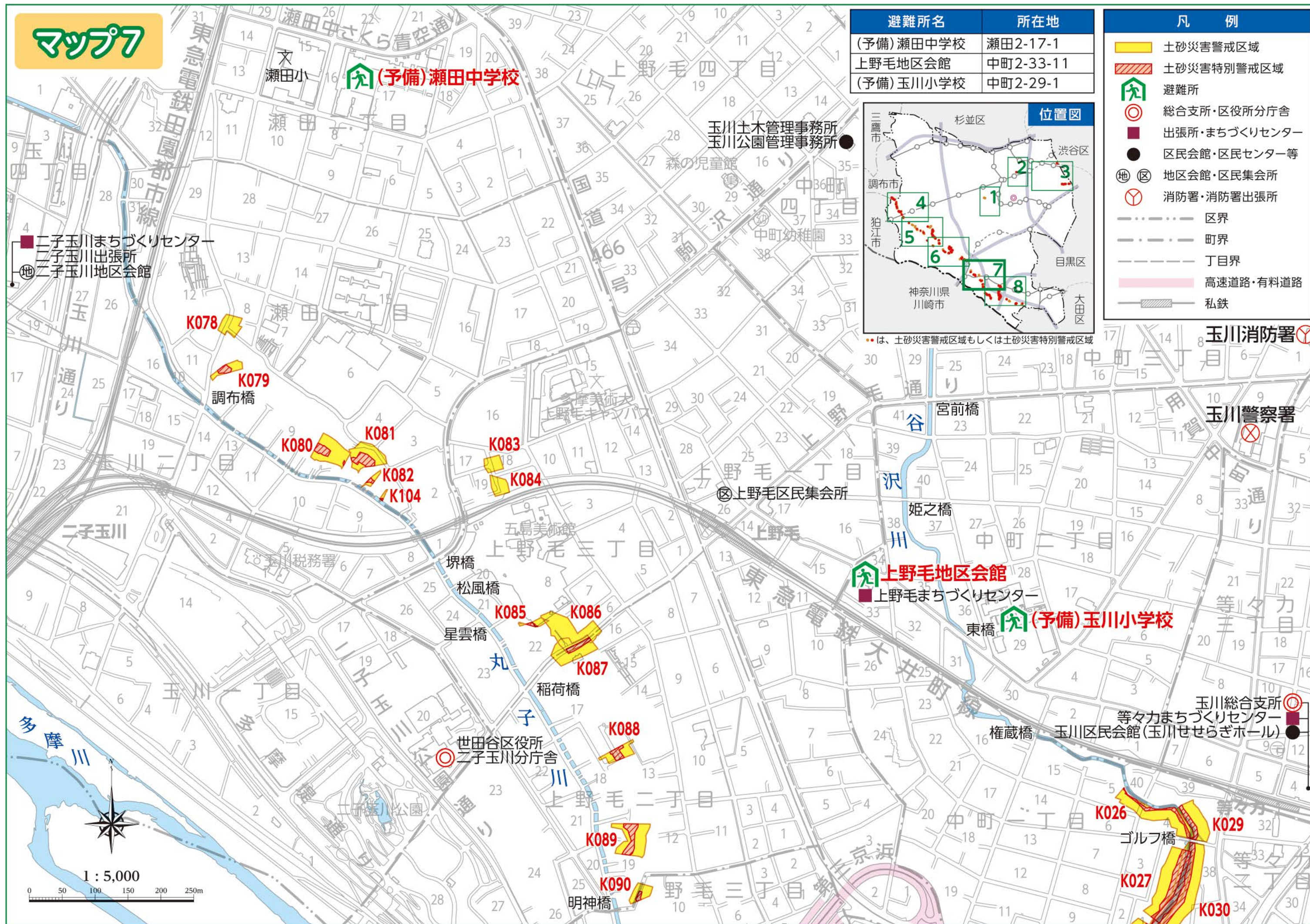


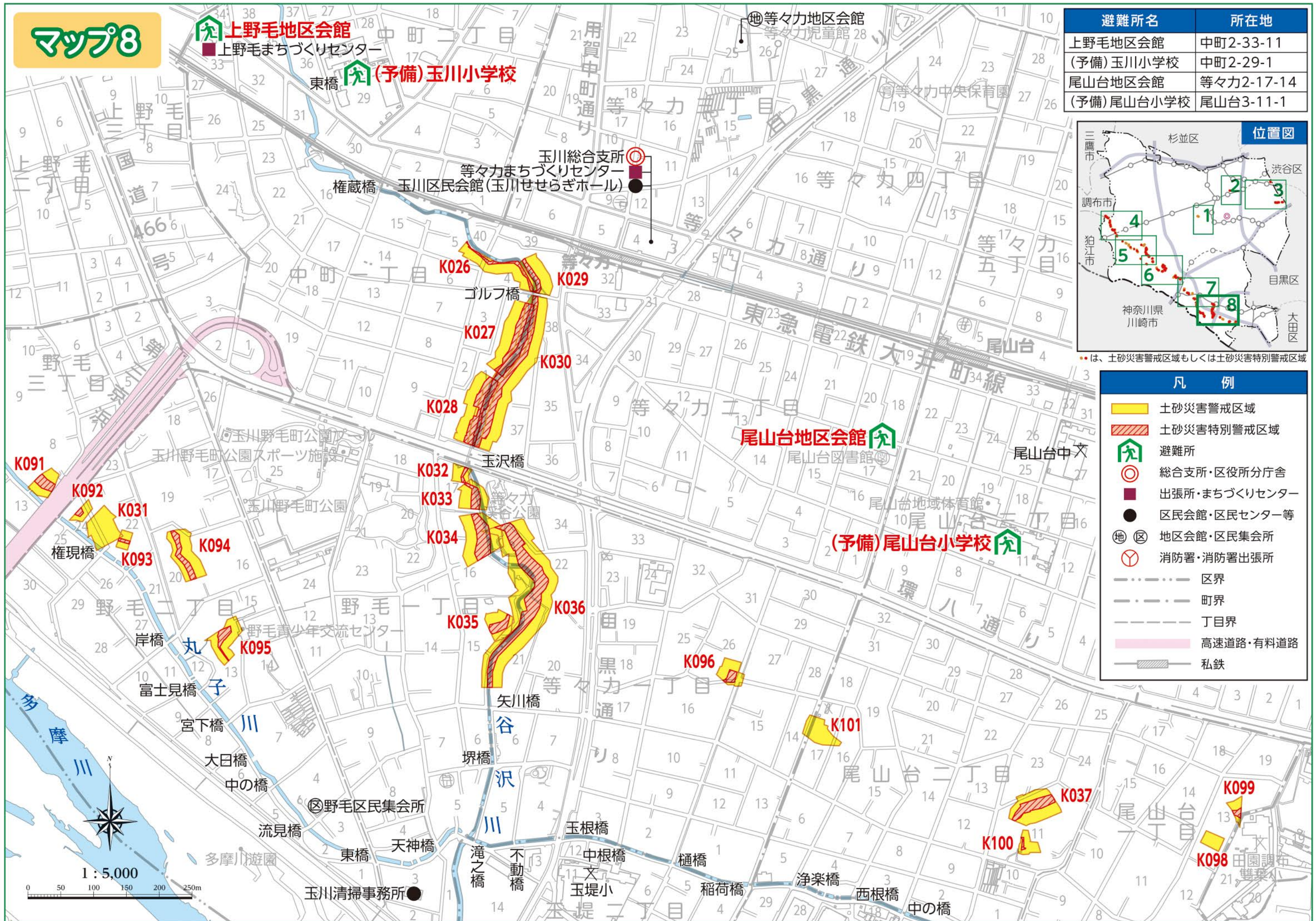
凡 例

- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 避難所
- 総合支所・区役所分庁舎
- 出張所・まちづくりセンター
- 区民会館・区民センター等
- 地区会館・区民集会所
- 消防署・消防署出張所
- 区界
- 町界
- 丁目界
- 高速道路・有料道路
- 私鉄



●は、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域





避難所名	所在地
上野毛地区会館	中町2-33-11
(予備) 玉川小学校	中町2-29-1
尾山台地区会館	等々力2-17-14
(予備) 尾山台小学校	尾山台3-11-1



●は、土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域

凡 例	
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	避難所
	総合支所・区役所分庁舎
	出張所・まちづくりセンター
	区民会館・区民センター等
	地区会館・区民集会所
	消防署・消防署出張所
	区界
	町界
	丁目界
	高速道路・有料道路
	私鉄